

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程を公布する。

平成27年11月27日

大阪広域水道企業団

企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第16号

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員についての特例) 第12条 (略) (1) (略) (2) <u>小学校に就学している子のある職員</u> 当該子の放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う施設等への送迎 (3) (略)</p> <p>(年次休暇) 第21条 (略) 2-5 (略) 6 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日（第1項第3号に掲げる職員にあっては、同号の規定により得られた同号アからエのいずれかの日数）を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。ただし、<u>次条の規定により</u>年次休暇の日数を変更した場合であって、当該年度の翌年度の初日に1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されないときは、同条の規定により得られた日数を超えない範囲内の残日数を限度とし、同条第1項各号に掲げる場合であって、当該年度の翌年度の初日に勤務形態が変更されるときは、別に定める日数を限度とする。 7 (略)</p> <p>(付与された年次休暇日数の変更) 第22条 <u>次に掲げる場合</u>において、勤務形態が当該年度の初日（当該年度の初日後に新たに職員となった者は、新たに職員となった日とする。以下同じ。）後に変更される時（当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときを除く。）</p>	<p>(育児又は介護を行う職員についての特例) 第12条 (略) (1) (略) (2) <u>小学校の第1学年から第3学年までの子のある職員</u> 当該子の放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う施設等への送迎 (3) (略)</p> <p>(年次休暇) 第21条 (略) 2-5 (略) 6 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日（第1項第3号に掲げる職員にあっては、同号の規定により得られた同号アからエのいずれかの日数）を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。ただし、<u>次条により</u>年次休暇の日数を変更した場合であって、当該年度の翌年度の初日に1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されないときは、同条の規定により得られた日数を超えない範囲内の残日数を限度とし、同条第1項各号に掲げる場合であって、当該年度の翌年度の初日に勤務形態が変更される時は、別に定める日数を限度とする。 7 (略)</p> <p>(付与された年次休暇日数の変更) 第22条 <u>次の各号に掲げる場合</u>において、勤務形態が当該年度の初日（当該年度の初日後に新たに職員となった者は、新たに職員となった日とする。以下同じ。）後に変更される時（当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときを</p>

<p>の当該変更の日以後における職員の<u>前条</u>第1項に規定する年次休暇の日数（以下この条において「付与日数」という。）は、付与日数又は当該変更の前日における年次休暇の残日数（以下この条及び次条において「残日数」という。）のいずれか少ない日数（以下「付与残日数」という。）に別表第2の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数（付与残日数未満のときは、付与残日数とする。以下「変更後付与日数」という。）とする。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>除く。)の当該変更の日以後における職員の<u>第21条</u>第1項に規定する年次休暇の日数（以下この条において「付与日数」という。）は、付与日数又は当該変更の前日における年次休暇の残日数（以下この条及び次条において「残日数」という。）のいずれか少ない日数（以下「付与残日数」という。）に別表第2の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数（付与残日数未満のときは、付与残日数とする。以下「変更後付与日数」という。）とする。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。